

日車数に応じ、次の表のとおりとする。

|       | 処分日車数       |                     |                     |                     |             |
|-------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
|       | 179日車<br>以下 | 180日<br>車～26<br>9日車 | 270日<br>車～35<br>9日車 | 360日<br>車～49<br>9日車 | 500日<br>車以上 |
| ①の営業所 | —           | —                   | 3日                  | 7日                  | 14日         |
| ②の営業所 | —           | 3日                  | 7日                  | 14日                 | —           |
| ③の営業所 | 3日          |                     |                     |                     |             |

(4) 処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属する全ての事業用自動車について使用の停止を行うほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。

(5) 事業停止処分を行うときは、処分対象営業所に所属する全ての事業用自動車について、自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。この場合においては、4(4)ただし書の規定を準用する。

(6) 5(2)の事業停止処分を行う場合、処分日車数から、5(3)の事業停止期間の日数に処分対象営業所に所属する事業用自動車の数(4(2)なお書部分を準用する。)を乗じて得た日車数を減じてなお余りがある場合は、事業停止処分と併せて、余った処分日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。

(7) (1)から(6)までの規定により事業停止処分を行うことが、住民生活又は経済活動に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、必要最小限の事業用自動車に限り使用を認めることができる。この場合においては、別途、事業停止期間に使用を認めた事業用自動車の数を乗じて得た日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。

(8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業停止処分を付加するものとする。

日車数に応じ、次の表のとおりとする。

|       | 処分日車数       |                     |                     |                     |             |
|-------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
|       | 179日車<br>以下 | 180日<br>車～26<br>9日車 | 270日<br>車～35<br>9日車 | 360日<br>車～49<br>9日車 | 500日<br>車以上 |
| ①の営業所 | —           | —                   | 3日                  | 7日                  | 14日         |
| ②の営業所 | —           | 3日                  | 7日                  | 14日                 | —           |
| ③の営業所 | 3日          |                     |                     |                     |             |

(4) 処分対象営業所は、事業停止期間中、当該営業所に所属する全ての事業用自動車について使用の停止を行うほか、当該営業所に係る関係行為を停止させるものとする。

(5) 事業停止処分を行うときは、処分対象営業所に所属する全ての事業用自動車について、自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。この場合においては、4(4)ただし書の規定を準用する。

(6) 処分日車数から、事業停止期間の日数に処分対象営業所に所属する事業用自動車の数(4(2)なお書部分を準用する。)を乗じて得た日車数を減じてなお余りがある場合は、事業停止処分と併せて、余った処分日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。

(7) (1)から(6)までの規定により事業停止処分を行うことが、住民生活又は経済活動に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、必要最小限の事業用自動車に限り使用を認めることができる。この場合においては、別途、事業停止期間に使用を認めた事業用自動車の数を乗じて得た日車数に相当する自動車等の使用停止処分を4(2)から(4)までの規定に基づいて行うものとする。

(8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業停止処分を付加するものとする。

- ① 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
- ② 事業者又は当該違反営業所に選任された運行管理者（以下「事業者等」という。）が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を行った場合
- ② 事業者等が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（8）に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- ② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (11) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（9）に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- ② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（8）又は（10）に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行

- ① 事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
- ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を行った場合
- ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（8）に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (11) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（9）に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（8）又は（10）に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行

政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者等が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(13) (8) から (12) までにおいて「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

## 6 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、原則として、次の①から⑩までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者が、5（2）の表①から③までのいずれかに該当することとなった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合

③ 法第33条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車の登録番号標の領置の命令に違反した場合

④ 5（1）による事業停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反（この場合において、5（1）⑧に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（5（1）①から⑤までに掲げる違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

⑤ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

ア 法第8条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

イ 法第16条第3項に規定する安全管理規程の変更命令

ウ 法第16条第7項に規定する安全統括管理者の解任命令

政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(13) (8) から (12) までにおいて「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取

③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

## 6 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、原則として、次の①から⑨までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者が、5（2）の表①から③までのいずれかに該当することとなった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合

③ 法第33条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車の登録番号標の領置の命令に違反した場合

④ 5（1）による事業停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反（この場合において、5（1）⑧に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（5（1）①から⑤までに掲げる違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

⑤ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

ア 法第8条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

イ 法第16条第3項に規定する安全管理規程の変更命令

ウ 法第16条第7項に規定する安全統括管理者の解任命令

エ 法第23条に規定する輸送の安全確保の命令 (⑩及び⑪に該当する場合を除く。)

オ 法第25条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

カ 法第26条に規定する事業改善の命令

キ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑥ 道路運送法第83条の規定に違反して有償で旅客運送を行い、かつ、反復的又は計画的なものと認められて4に規定する自動車等の使用停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反をした場合

⑦ 法第59条第1項の規定による事業の許可に付した条件(運輸開始の期限に限る。)に違反して運輸の開始を行わず行政処分等を受けた事業者が、当該行政処分等を受けた後も運輸の開始を行わない場合

⑧ 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合

⑨ 法第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

⑩ 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」(平成16年6月30日付国自総第120号、国自貨第29号。以下「確保命令通達」という。)1.(7)に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令(特定の違反項目に限る。)に従わなかった場合。

⑪ 確保命令通達1.(8)に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1)①又は④から⑦までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

エ 法第23条に規定する輸送の安全確保の命令

オ 法第25条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

カ 法第26条に規定する事業改善の命令

キ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑥ 道路運送法第83条の規定に違反して有償で旅客運送を行い、かつ、反復的又は計画的なものと認められて4に規定する自動車等の使用停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反をした場合

⑦ 法第59条第1項の規定による事業の許可に付した条件(運輸開始の期限に限る。)に違反して運輸の開始を行わず行政処分等を受けた事業者が、当該行政処分等を受けた後も運輸の開始を行わない場合

⑧ 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合

⑨ 法第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(新設)

(新設)

(2) 次のいずれかに該当する場合の(1)①又は④から⑦までの行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

## 7 行政処分等又は命令の公表

この通達に基づく行政処分等又は法第23条若しくは第26条の規定に基づく命令（以下「安全確保命令等」という。）については、行政処分等又は安全確保命令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するものとする。

## 8 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等

- (1) 1の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等について準用する。
- (2) 2の規定は、貨物軽自動車運送事業者に係る処分日車数制度に準用する。
- (3) 4（1）（ただし書を除く。）及び（4）の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に準用する。ただし、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定は、処分権者が行うものとする。
- (4) 貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分は、（3）により処すべき処分期間が6月を超えることとなった場合又は6（1）③、④（5（1）⑧に該当するものに限る。）若しくは⑤のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反営業所等に対して、6月の間行うものとする。
- (5) 5（4）及び（5）の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。
- (6) （1）から（3）まで及び（5）の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

| 規定   | 読み替えられる字句                                | 読み替える字句     |
|------|------------------------------------------|-------------|
| 1（1） | 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者               | 貨物軽自動車運送事業者 |
|      | 、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分 | 及び事業停止処分    |

## 7 行政処分等又は命令の公表

この通達に基づく行政処分等又は法第23条若しくは第26条の規定に基づく命令（以下「安全確保命令等」という。）については、行政処分等又は安全確保命令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するものとする。

## 8 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等

- (1) 1の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等について準用する。
- (2) 2の規定は、貨物軽自動車運送事業者に係る処分日車数制度に準用する。
- (3) 4（1）（ただし書を除く。）及び（4）の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分に準用する。ただし、処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の決定は、処分権者が行うものとする。
- (4) 貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分は、（3）により処すべき処分期間が6月を超えることとなった場合又は6（1）③、④（5（1）⑧に該当するものに限る。）若しくは⑤のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反営業所等に対して、6月の間行うものとする。
- (5) 5（4）及び（5）の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。
- (6) （1）から（3）まで及び（5）の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

| 規定   | 読み替えられる字句                                | 読み替える字句     |
|------|------------------------------------------|-------------|
| 1（1） | 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者               | 貨物軽自動車運送事業者 |
|      | 、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分 | 及び事業停止処分    |

|            |                          |                                            |
|------------|--------------------------|--------------------------------------------|
| 1 (3)<br>① | 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業 | 貨物軽自動車運送事業                                 |
| 1 (5)      | 地方運輸局                    | 運輸支局                                       |
| 4 (4)      | 自動車検査証                   | 自動車検査証（二輪の軽自動車にあっては、軽自動車届出済証）              |
|            | 自動車登録番号標                 | 車両番号標                                      |
| 5 (5)      | 自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置   | 自動車検査証（二輪の軽自動車にあっては、軽自動車届出済証）の返納及び車両番号標の領置 |
|            | 4 (4) ただし書               | 8 (6) の規定により読み替えて適用する 4 (4) ただし書           |

附 則

- この通達は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 (7)、(9) 及び (12) の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成 16 年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成 21 年 11 月 20 日 国自安第 108 号、国自貨第 111 号、国自整第 86 号）

この通達は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 15 日 国自安第 103 号、国自貨第 106 号、国自整第 98 号）

この通達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

|            |                          |                                            |
|------------|--------------------------|--------------------------------------------|
| 1 (3)<br>① | 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業 | 貨物軽自動車運送事業                                 |
| 1 (5)      | 地方運輸局                    | 運輸支局                                       |
| 4 (4)      | 自動車検査証                   | 自動車検査証（二輪の軽自動車にあっては、軽自動車届出済証）              |
|            | 自動車登録番号標                 | 車両番号標                                      |
| 5 (5)      | 自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置   | 自動車検査証（二輪の軽自動車にあっては、軽自動車届出済証）の返納及び車両番号標の領置 |
|            | 4 (4) ただし書               | 8 (6) の規定により読み替えて適用する 4 (4) ただし書           |

附 則

- この通達は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 (7)、(9) 及び (12) の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成 16 年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成 21 年 11 月 20 日 国自安第 108 号、国自貨第 111 号、国自整第 86 号）

この通達は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 15 日 国自安第 103 号、国自貨第 106 号、国自整第 98 号）

この通達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年9月17日 国自安第144号、国自貨第56号、国自整第167号）

- 1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 5（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成29年1月13日 国自安第197号、国自貨第118号、国自整第293号）

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 国自安第260号、国自貨第180号、国自整第357号）

- 1 この通達は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年10月31日 国自安第110号、国自貨第73号、国自整第160号）

- 1 この通達は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成25年9月17日 国自安第144号、国自貨第56号、国自整第167号）

- 1 この通達は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 5（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

附則（平成29年1月13日 国自安第197号、国自貨第118号、国自整第293号）

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

附則（平成30年3月30日 国自安第260号、国自貨第180号、国自整第357号）

- 1 この通達は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。